

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年5月24日（水）13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、佐藤室長補佐、新井安全審査官、椎名係長、塩唐松係長
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当6名
プロジェクトマネジメント室 担当1名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、現在審査中の実施計画変更認可申請（廃スラッジ回収設備（以下「本設備」という。）の設置）に関し、主に特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合において指摘した事項対して、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメントを行った。
 - ✓ インベントリを算出する際に、過去の分析結果を参考に安全率を設定しているが、他核種への適合性等、その妥当性を示すこと。併せて、インベントリ評価の代表核種として、Sr と Cs を設定しているが、他の核種を検討不要としている根拠を示すこと。
 - ✓ 過去の除染装置の運転の際に使用した試薬量を踏まえて、30～34 トンの廃スラッジが生成したとしているが、その生成量の算出過程を示すこと。
 - ✓ 造粒固化貯槽 D より回収した廃スラッジを廃スラッジ一時貯留タンクへ移送する際に、物理的にどのような制限をかけることで 200 g/L の濃度に設定することが出来るのか示すこと。
 - ✓ 廃スラッジ一時貯留タンクから遠心分離機へ廃スラッジを移送する際の移送量（1バッチ分）と遠心分離機の分離効率（96.5%）の根拠を示すこと。
 - ✓ 設備の運転・洗浄手順について、洗浄する範囲と洗浄に必要な設備・手順、洗浄水の水源と使用後の移送先、どのような基準で廃スラッジ一時貯留タンクへ凝集剤が投入されるか等、その詳細を示すこと。
 - ✓ Ss900 発生時における漏洩拡大防止に関する機動的対応について、屋外設備を囲む堰及び遠隔操作室の健全性や本設備周辺の排水路の設置状況を踏まえ、その実施の判断基準、実施時の手順及び必要な資源（要員、資機材等）並びにそれらを統括する指揮命令系統の詳細を示すこと。その際、事象発生から漏えい液の回収・移送までの一連の流れに要する時間を示すとともに、それらの対応が現行の実施計画及びその下位文書のどの項目に基づく対応であるのかもあわせて示すこと。
 - ✓ 廃スラッジ脱水物を充填した保管容器の保管場所として、使用済セシウム吸着塔一時保管施設のうち第四施設を選定し、第一施設を選定しない理由を示すこと。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に関わる補足説明資料
- ・ 指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）